

令和3年度 第1回 長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議録

1 日 時

令和3年9月1日（月） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

長野市役所第一庁舎4階 会議室141

3 出席者

- (1) 委員 15名中12名出席
- (2) 事務局 福祉政策課長外10人

4 会議内容

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 保健福祉部長あいさつ（※代理 福祉政策課長）
- (4) 会議事項

ア 第四次長野市地域福祉計画の策定について

（事務局）

事前送付資料（第四次長野市地域福祉計画の策定について）により説明

（委員）

今回の分科会で素案を協議するという説明があったが、既に予定に組み込まれているものなのか。

（事務局）

現在、市民企画作業部会は3回開催されているが、その中で素案の検討まで至っていない。私共としては、素案については、今回の作業部会ワークショップまでの意見を事務局にてたたき台に取り入れ、作り上げていくイメージである。ここでの素案はあくまでたたき台であるのでご理解いただきたい。

（委員）

作業部会副幹事として意見を言わせていただくと、4次計画においては、これまでの1次から3次で課題になっていたことを1つでもクリアできるものにしていきたい、何かしら形になるものにしていきたいという気持ちである。6日の作業部会では、これから、という部分の話になるかと思うが、24日の専門部会で、それがどこまで示せるか、やったことだけの報告になるのではないかと心配である。今日の分科会はここまでの過程の説明でよいと思うが、次回も同じような内容であれば皆様にお集りいただくのも申し訳ない。作ることが目的ではなく、今後の分科会などでも計画の進捗確認なども行う中で、課題を1つでもクリアしていこう、ということをやっていくためにも、急いで作成しないほうがよいではと思っている。

（委員）

第1次から第3次まで計画策定に携わってこられた委員の方がみると、第4次でも同じ課題が書かれていると思われるのでは。第3次までの計画を進めていく中で、ほとんど進んでいないという現状がある。また、作業部会では、課題出しと担い手についてワークショップをやっただけであり、計画については目標も重要な施策についても検討していない。時間がない中で、これから5年間何をするのが明確になった

ものができるかどうか、非常に心もとない。作業部会の幹事としての責任が果たせないのではないかと不安である。どこまでできるかわからないが、一つでも現状が変わるような形にもっていかないといけないという意識を持っている。また、社会福祉法が改正され、第4条に地域福祉は地域住民が推進するよう努めなければならないとあるので、なんとなく地域福祉は市民がやらなければならないというニュアンスがあるが、それを進めていくには行政がすべきことを明確にしていけないと、市民だけでは進んでいかない。担い手がいない、理解が足りないことを地域のせいばかりにしているのは、これからもじり貧になっていくと思う。今、高齢者の関係で、日常生活支援体制整備推進会議が行われているが、そこで、地域福祉計画に3つの提案をしていこうという話がある。1つ目は、地域福祉ワーカーが兼ねている生活支援コーディネーターについて、一定の専門的知識を持ち、つないだり援助できる人を保健福祉ブロックごとに配置すること、2つ目は、市社協が行っている各地域での地域助け合い事業について、現在、自動車の配車を中心に行われているが、本来の機能にしていくために強化していくこと、3つ目は、地域福祉計画推進会議等において、各分野の関係者が集まり、進捗状況を確認し、修正・調整する機能を強化していくこと、この3つを提言したいと思っている。これらを作業部会でも提案し、一つでも二つでも形になるものを、と考えている。

(事務局)

生活支援体制整備協議会からの提言の話があったが、今後の地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務について、分担・見直しについては大きな課題と考えている。介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、平成28年に地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が追加されたが、それ以来の地域福祉推進体制の大きな見直しにつながってくるものと思っている。先ほど、都市内分権の方針について話をしたが、第3次計画の中間評価や住民自治協議会のアンケートでもこのことについて問題提起をいただいている。生活支援体制整備協議会の提言を重く受け止め、保健福祉部、地域・市民生活部、財政部等とも協議をしていきたい。地域福祉計画の策定と併せ、地域福祉推進体制についても、協議事項の一つとして専門分科会で協議いただきたいと思っている。

(事務局)

先ほど委員のほうから話のあった地域助け合いコーディネーターの提案について、社協としては正直お聞きしていない提案である。

「本来の機能に」ということであったが、基本的には福祉有償運送のための運行管理者という形で各地区にコーディネーターを置いているというのが本来の機能である。家事援助等の助け合い活動についてコーディネートしている部分もあるが、ここにプラスアルファをしていくのであれば、社協としても事業実施にあたり再度検討していかなければ、ご提案をいただいた形での変更は難しいと思っている。唐突にご提案をいただいたところなので、社協としても方向を決めかねていることをご理解いただきたい。

(会長)

社協から話をいただいた件で、小田切地区で話を進めているとのことなので、その辺りについてお話しいただけないか。

(事務局)

地域助け合い事業の再編について、昨年度より小田切地区をモデル地区として進めており、7月1日から移行した。一番は財源の問題が大きかった。小田切地区の特徴

として地区独自の家事援助の事業があり、それを社協の助け合い事業に組み入れた形で進めている。また、家事援助に付随して行うマイカー輸送も組み入れている。サロンへの送迎は今まで通り無料にて実施している。マイカー輸送の保険が令和元年度に発売になり市社協ではこれを掛けている。

(委員)

地域包括ケア推進課の方が来られているが、高齢者の日常生活支援の体制整備を進めていく中で、3つのことを大事にしようとした。1つ目は通いの場を身近なところでたくさんつくっていくこと、2つ目は、もっと自由に使える相互の助け合い活動をどうつくっていくか、3つ目が移動支援である。福祉有償輸送であると縛りがあり使いにくい。また、許可がいらぬ移送の形が全国的に出来てきており、そういったものを活用しながら自由に移動支援ができる形をつくっていくということ、モデル地区として、小田切、中条など中山間地の地区で進めている。

(事務局)

地域助け合い事業の見直しということで中山間地を中心に5地区をモデル地区として、住民の方と相談しながら、より地域の実情に合う利用しやすい形で進めている。いずれ全地区に広げていくときの参考になるということで始めている。地域福祉ワーカーについても、現在は生活支援コーディネーターを兼ねているが、地域の支え合い活動や介護予防の場などをつくっていくための中心になる人材であると思っている。その中で、負担が重い、支援体制がはっきりしない、というのは市として反省すべき点であると考えており、計画の見直しに合わせて、役割分担や支援の方策などの検討を進めていきたい。

(委員)

実例をお伝えして今後につながればと思う。ひきこもりの方が増えており、コロナ禍で機関とつながれなかったり、精神疾患のある方たちは病気に対して敏感で動きが悪くなっている中で、外に行ってみよう、居場所に身を置いてみようとなっても、公共交通機関を利用するのが怖いということで、迎えに来てほしいという方もいる。だが、送迎をはじめるときりがなくなる。学校に行けていないひきこもりの子どもたちにも来てもらっているが、保護者が空いているときしか送ってもらえず、とはいえ、送迎となると事故発生時の責任の問題も出てくる。こういうときに相談ができる窓口があるといい。もう一つ、高齢者施設において、今コロナ禍で都会から帰ってこれない家族が多く、利用者の状態等について相談されることがある。体調の悪化など急を要する場合などは見てくれる人がいなければ私たちが対応するしかないが、これも責任の所在の問題が出てくる。誰に相談し、どこまで踏み込んでいいのか。全般において地域のみんなで見ていく体制、相談窓口なども大きく開かれていくと、現場の方たちも安心して動いて、命を助けていくことができると思っている。

(事務局)

どこまで具体的に支援できるか、難しいところがある。地域福祉計画の中でも、ウィズコロナ、アフターコロナへの対応や重層的支援体制の整備がある。重層的支援体制整備では、先行して相談窓口の一元化事業を昨年度から始めており、断らない相談をテーマとして掲げている。引き続き検討を行い、その中でひきこもりの方の居場所づくりや包括的な相談支援体制についても進めてまいりたい。

(委員)

今後の委員会において、関係する課の担当者の方へ出席していただくというのはいかがでしょうか。地域福祉では、いろいろな困りごと、いろいろなニーズがある中で、窓口だけ

つくっても関係者が蜘蛛の巣状につながりを広げていかないと意味がない。委員会の中でも体制を変えていかないと、せっかく計画を策定しても、ここだけの話になってしまってもったいない。もう1点、重層的支援体制は魅力的だが、どういった人材が配置されるか。包括や在介、委託先などで抱え込んでしまうことがある。地域包括ケアは地域にあるサービスのみを使うことではないが、一部の包括はその地区の居宅支援事業所にしかふらない、という状況が見受けられる。本来の地域包括ケアシステムは、本人を中心にいろいろな支援が入ることである。窓口を一つにするのであれば、どういう人が配置されるべきかはよく検討すべき。

(事務局)

包括支援センターは公正中立を守っていくことが原則であり、特定の事業所に偏ることがないように確認はしているが、住民の方からみたときにそのように見えてしまうこともある。課題があればお話を聞かせていただき、どのように改善すべきかを考えながら進めていきたい。

(事務局)

先ほど委員から窓口が一本化されるという話があったが、一元化事業は決して社協が一本で引き受けるという事業ではない。あくまでも様々な課題についての調整役を置くという事業であり、一つの窓口で受けるのではなく、高齢者でも子どもでも障害者でも、すべての窓口が同様に受け止め、相談があった窓口で解決するのではなく、複合的な課題に対して必要な支援を調整し、チームをつくってその人に対応していくことを目指している。

(委員)

資料P15の災害対応の向上について、災害弱者といわれる方の避難計画について、長野市としてこのような形で進めていくというものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

災害対策基本法が改正され、これまで市町村に求められていた避難行動要支援者の名簿作成に加え、個別避難計画の策定までが努力義務として求められている。長野市では、内閣府のモデル事業として、県社協と一緒に個別避難計画の策定をどのように進めていったらいいか検討しており、先行して長沼地区、柳原地区で進めている。長野市全体で2万9千人ほど要支援者名簿に記載されており、その中でより要介護度や障害の程度が高い方については、福祉介護専門職の支援を得ながら個別計画の作成を進め、それ以外の要支援者の方については、これまで通り、地区の自主防災会を中心に作成をお願いしたいと考えている。来年度からはモデル事業の成果を踏まえ、順次地区ごとに進めていきたいと考えており、住民自治協議会やサービス事業者の方にも説明をしていきたい。

イ その他

(事務局)

※事務局より次回日程について説明

(会長)

地域福祉は、広範囲なものをまとめていかなければならない。作業部会では長時間にわたって協議していただき、委員の皆様にも内容を確認いただき、次回またご意見をいただきたい。福祉関係は各地区で動いている。コロナ禍で会合を開けない状況もあり大変であるが、ご配慮のうえお願いしたい。

(5) 閉会